

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 18 日

関東ブロック発注者協議会会員 各位

関東ブロック発注者協議会会長
関東地方整備局長 土井 弘次

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における
工事及び業務の対応について（参考送付）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年2月8日に緊急事態宣言が一部の地域（栃木県）において解除されました。

これを踏まえ、国土交通省直轄の工事及び業務について、別添のとおり通知がされているところです。貴職におかれましても参考とされますよう送付させていただきます。

また、建設業者団体の長宛てにも、下記のとおり通知が行われていますので、併せてお知らせいたします。

【建設業者団体の長宛て】

・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における工事及び業務の対応について（参考送付）

<内容に関する問い合わせ先>

国土交通省 関東地方整備局

企画部 技術管理課 荒井 TEL 048-600-1331（直通）

技術調査課 後閑 TEL 048-600-1332（直通）